

第七十四回 帝國議會  
衆議院 改正法律案(國勢調査ニ關スル件)

明治三十五年法律第四十九號中  
改正法律案(國勢調査ニ關スル件)

委員會議錄(速記)第三回

付託議案  
明治三十五年法律第四十九號中改  
(政府提出、貴族院送付)  
恩給法中改正法律案(政府提出)

會 議

昭和十四年三月七日(火曜日)午後一時五十  
分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 高橋 泰雄君

理事 中野治介君

齋藤 直橋君

山崎 常吉君

塚本 重藏君

出席政府委員左ノ如シ

内閣恩給局長 平木 弘君

法制局參事官 橋貝 証三君

陸軍主計大佐 大塚 彪雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

恩給法中改正法律案(政府提出)

○高橋委員長

是ヨリ開會致シマス、前會

ニ續キマシテ質疑ヲ續行致シマス、御質疑

ノアル方ハドウカ御發言ヲ願ヒタイト思ヒ

マス

○山崎委員 私過日ノ委員會ニハ、丁度他

ノ委員會ニ關係ガゴザイマシテ、得ウ列席

シマセスデシタノデ、過日ノ委員會ノ模様

ガ分リマセヌ、ソレデ甚ダ申シ兼ネマスガ、

最近ノ支那事變後ノ恩給分布ノ狀態ヲ御報

告願ヒタイト思ヒマス、ソレハ私共ガ聞ク  
所ニ依リマスレバ、犠牲者ノ靈ヲ繞ツテ其  
ノ御家内、或ハ親達、子供サント云フ方面

デ、今色々タノ悲喜劇ガアルト云フヤウナコ  
トヲ豫々聞イテ居リマス、斯ウ云フヤウナ  
状況ガ御分リニナツテ居レバ、其ノ状況ヲ  
御聽キシタイト思ヒマス、ソレカラ此ノ問

題ガ、其ノ親權者トナルベキ者トナラザル  
者トノ奪ヒ合ノ状態ニナツテ、法律上ノ問

題ニモナリマシテ、争ハレテ居ルノガ相當

ニアルト思ヒマス、斯ウ云フ點ノ状況ニ對

シマシテ、一應最近ノ御説明ガ願ヒタイト  
思ヒマス

○橋貝政府委員 只今ノ御尋ノ極ク最近ノ

實情ト申シマシテハ、纏ツクモノモ分ツテ

居リマセヌガ、今御尋ノヤウナ場合ハ、陸

海軍カラ交付スル一時金ヲ繞ツテ起ル場合

モアリマス、ソレカラ扶助料ナドニ付テ起

ル場合モアルノデアリマス、尙ホ是ハ非常

ニ少イノデスガ、恩給ノ方ノ關係ノ一時金

ニ付テ起ル場合モアリマス、恩給ノ方ノ關

係ハ日露戰爭頃ニハ御承知ノヤウニ非常ニ

多カツタノデアリマスガ、大正十二年ノ恩

給法改正後ハ少シ少クナリマシタ、ト云フ  
ノハゴタシテ或ハ未亡人、或ハ親族ト

ノ間デ扶助料ヲ奪ヒ合フト云フヤウナコト  
ガヤリ惡イ状態ニナリマシタノデ、少シ少

クナリマシタ、隨テ今度ノ事變ニ於キマシ  
テモサウ云フヤウナコトハ前カラ比較致シ

マスト、餘程少イト云フコトハ想像サレテ  
居リマス、今日マデ現ハレテ參リマシタ件

數ガサウ澤山アリマセヌノデ、ソレガドウ  
云フ風ナ状態ニナツテ居ルカト云フ全貌ヲ

知ルコトハ一寸難カシイノデアリマス、具  
體的ニサウ云フ争ヒガ恩給ノ請求ノ方ニ遡

ツテ來タト云フヤウナコトハ、只今恩給當  
局ノ方ニモ聽イテ見マシタガ、殆ド無イト

モアリマセヌガ、サウ云フ問題ガナイコト  
ヲ喜ブノデアリマシテ、ナケレバ洵ニ結構

ニ存ジマス、併シナガラ事實斯ウ云フ問題  
ガ各地方毎ニボツシアルト云フコトヲ耳

ニシテ居リマス、ソコデソレガ法律上ノ争

ニナラナイ前ニ、其ノ下ノ方デ解決スルト

云フコトハ洵ニ結構ナコトデアリマス、成

ルベクサウ云フヤウナ方法ヲ執ツテ、血デ

血ヲ洗フヤウナコトニナラナイヤウニト云

フコトヲオ互ニ心掛ケテ行カナケレバナラ  
スト考ヘマス、併シ其ノ問題ハ親族間ニハ

中々解決出來ナイ場合ガゴザイマスノデ、  
セラレタヤウナ譯デアリマス、サウ云フ實

公平ナル第三者ヲ中間ニ立テテ解決シナケ

レバイカヌト云フコトニナリマセウ、又第

三者即ノ者デイケナイ場合ニハ、或ハ村デア  
レバ村役場デアルトカ、市デアレバ區役所ト  
カ警察ト云フコトニナツテ來マス、併シナガラ  
問題ガ問題デアリマスノデ、何レガ扱ヒマシ  
テモ、相當ニ扱ヒニグイ問題デアリマス、ドツ  
チニ味方シテ宜イカ分ラナインデアリマス、  
ソレデ斯ウ云フ問題ガ起ツテ來ネバ洵ニ結  
構デアリマスケレドモ、起ツテ來ナイト云  
フコトモ考ヘラレマセヌノデ、斯ウ云フ問  
題ガ起ツタ場合ニハ、一體何處ガ其ノ仲介  
ノ勞ヲ取ツテ適正ナ方法デ進マセテヤルヤ  
ウナコトニナルカト云フコトノ中心ヲ決メ  
テ置カナケレバイケナインデハナイカ、其處  
ヘ行ケバ其處ノ言フコトハ肯カナケレバイ  
ケナイト云フコトニナリマスレバ、其ノ問  
題ガ起リマシタ場合ニ其處ノ言フコトハド  
ウシテモ肯カナケレバイケナイト云フコト  
ニナリマセウ、今之ヲ警察ニ持ツテ行ク者  
モアリ、或ハ役場ヘ持ツテ行ク者モアリ、  
區役所ヘ持ツテ行ク者モアルト云フヤウナ  
コトデ區々デアリマス、此ノ點ハ今サウ急  
デハアリマセヌケレドモ、豫ネテ御研究ヲ  
ナサツテ置クベキデハナイカ、斯様考ヘテ  
居リマス、其ノ他ノコトニ付キマンシテハ私  
マダ研究ヲ遂ゲテ居リマセヌカラ、又此ノ

○高橋委員長 宜シウゴザイマス、此ノ際御諸ヲ致シマスガ、過般本案提出ノ理由ヲ政府カラ伺ヒマシタ際ニ、是ハ現行恩給法第五十九條ダケノ關係デスガ、毎月下旬士以上ノ軍人若クハ文官ガ現行法ノ規定ニ依ルト俸給ノ百分ノ二若クハ百分ノ一ヲ納付スルコトニナツテ居ルノデアルガ、戰時若クハ事變ノ際ニハ部隊ガ移動スル關係カラ、中徵收事務ガ困難デアル、是ガ此ノ改正案ヲ政府ガ今回御提出ニナツタ理由デアルト伺ツテ居ルノデアリマス、此ノ機會ニ丁度陸軍ノ政府委員ノ方モ御出席ニナツテ居リマスカラ、現實ニ毎月ノ徵收事務ガ困難デアルト云フ實情ヲ参考ノ爲ニ伺ツテ置キタイト思ヒマスガ、宜シウゴザイマスカ

〔賛成〕ト呼フ者アリ

知ノヤウニ戰況ニ依リマシテ戰死者ガ澤山  
出ル、又戰病者モ出ル、是等ノ者ガ後方ヘ  
明ニナルト云ブヤウナ點ガアリマシテ、實  
際自分ノ隊ノ將兵ガ確實ニ何處ニ居ルカト  
云フコトヲ全部知リマシテ、之ニ支給スル  
ト云フコトガ第一ニ非常ニ困難デアリマス、  
ル者ガ大部分召集ヲ受ケマシタ將校若クハ  
下士官デアリマス爲ニ、平時是等ノ規則ニ  
極メテ不精通デアルト云フヤウナ點カラ致  
シマシテ、中々規則ガ能ク分ラナイ、又第  
三ニハ出納官吏ト云フ身分ヲ持ツテ居リマ  
ス爲ニ、會計法上ノ辨償ノ責任ヲ持ツテ居  
ルト云フヤウナ點カラ致シマシテ、此ノ取  
扱ガ時ニ慎重ニ失シマシテ、間違ヒノナイ  
ヤウニ支給シタイト云フ考カラ、支給ガ中  
中迅速ニ行カナイト云フヤウナコトガアリ  
マシテ、現實ニ戰地カラ内地ヘ歸リマシタ  
將兵等デ、數箇月ニ亘ツテ給料ヲ戴カナイ  
デ來テ居ル者モ現ニアツタノデアリマス、  
斯ウ云フヤウナコトカラ致シマシテ、入院  
患者ノ中ニハ自分ハ數箇月ニ亘ツテ國家力  
ヲ給料ヲ戴イテ居ラヌト云フヤウナコトガ

起ツタコトガアルノデアリマス、其ノ上  
ニ此ノ俸給ノ中カラ恩給ノ國庫納金ヲ差引  
デアリマシテ、御承知ノヤウニ此ノ國庫納金ハ  
恩給法ノ定ムル所ニ依リマシテ、毎月之ヲ徵  
收致シマシテ國庫ニ納付スルモノデアリ  
マシテ、軍ニ於キマシテハ平時及ビ戰時ト  
雖モ内地部隊ニ於キマシテハ歲入徵收官又ハ  
收入官吏ニ於キマシテ毎月之ヲ取立テマシ  
テ、會計法ノ定ムル所ニ依ツテ日本銀行ニ  
納付ラ致シテ居ルノデアリマス、所ガ戰時  
戰地ニ於キマシテハ日本銀行ノ設ケガアリ  
マセヌ爲ニ、收入官吏ノ取立テマシタ國庫  
納金ハ收入官吏ガ自ラ日本銀行ニ納ムルコ  
トガ出來ナイバカリデナク、會計法上收入  
官吏ニ於キマシテ其ノ儘保管シテ置クコト  
モ許サレマセヌノデ、軍ニ於キマシテハ前  
渡資金ニ差繼整理ヲスルト云フ特殊ノ便法  
ヲ採ツテ居ルノデアリマス、此ノ前渡資金  
ニ差繼整理ヲスルト云フ方法ハ、現金ヲ動  
カサナイデ戰地ト内地トノ間ニ納金事務ノ  
決済ヲ終ラセルト云フ特殊ノ方法デアリマ  
シテ、戰地ニ在リマスル各收入官吏カラ每  
月國庫納金ヲ徵收致シマシタ時ハ、其ノ金  
額ノミヲ歲入徵收官ノ許ニ通報ヲ致サセマ  
シテ、歲入徵收官ノ手許デ一手ニ日本銀行

ニ納付ヲ致シマシテ、別ニ各収入官吏ノ通報シタ金額ト同ジ金額ヲ支出官カラ支出ヲ致シマシテ、前渡資金・シテ戰地ノ資金前渡官吏へ送金スルコトニ整理ヲ致シマシテ、此ノ支出シタ小切手ヲ以チマシテ歳入徵收官ハ日本銀行ニ納付スル、斯ウ云フ仕組デアリマス、大變混ミ入ツテ居リマスノデ、圖面デ簡單ニ只今ノ點ヲ御説明申上ゲタイ

ヲ日本銀行ニ拂込ム、斯ウ云フ徑路ヲ辿ルノデアリマス、又片方ニ於キマシテ收入官吏ハ金ヲ納メマスカラ、其ノ報告ヲ分任收入官吏ニ致シマシテ、分任收入官吏カラ又歳入徵收官ニ報告ヲシマシテ日本銀行デ之ヲ締括リヲスル、斯ウ云フ形ニナルノデアリマス、是ガ手數デアルト申シマス點ハ、是ハ事務ニ關スル事デアリマスガ、分任官ハ金ヲ拂ツタト云フ現金出納上ノ整

二回ニナル、又證書ノ紙數ト言ヒマスカ、  
證書ヲ作ルノモ、正ノ證書ヲ現在ニ於テハ  
十三通、副ヲ十二通作ツテ、斯ウ云フ整理  
ヲ致シテ居リマスガ、改正ニナリマスレバ、  
正ノ證書ガ一通、副一通ト云フ風ニ減ツテ  
行クノデアリマス、戰時倥偬ノ際ニ於キマ  
シテ之ヲ極メテ簡單ニスルト云フコトニ相  
成ルノデゴザイマス、只今申上ゲマシタヤ  
ウニ、此ノ手續ガ非常ニ面倒デアリマス爲

デアリマス、事實上ニ於キマシテハ徵收ヲシ得ナイモノ、或ハ通報致シマシテモ途中ニ於キマシテ其ノ通報ガ紛失スルト云フモノ等ガアリマシテ、徵收事務ト云フモノハ現實ニハ完全ニハ行ハレテ居ラナイヤウナ現況デゴザイマス、此ノ結果徒ニ不憤レデアリマスル出納官吏ノ金錢事務ヲ濫滯致シマスルカラ、戰時ニ於キマシテハ此ノ國庫現金ヲ免除シテ戴キマスレバ、是等ノ複難

只今申シマシタ各部隊ニ於キマスル給料ヲ渡ス官吏ガ此ノ分任官、是デアリマス、此ノ分任官ハ只今申シマシタヤウニ、俸給ヲ差引キマシテ收入官吏ニ國庫納金ノ交付ヲ致シマス、實際ハ此ノ收入官吏カラ此ノ組替ニ依リマシテ分任官ノ許ニ此ノ收入金ヲ差繼ラスル、差繼ラスルノガ現實ハ斯ウ

理　ソレカラ整理簿ニ是ハ元帳ニ相當スルモノノデアリマスガ、此ノ整理ヲシナケレバテラヌ、ソレカラ書類ヲ作リマシテ、只今ノヤウニ前渡金ノ差繼ニ關スル整理ヲスル、收入官吏ニ於キマシテモ此ノ現金出納簿及ビ整理簿ニ國庫納金ノ受拂ノ整理ヲ致シマス、又逐時都度報告書ト月次報告ト云フモ

ニ徵收事務ヲ複雜且ツ難解トスルモノニアリマス、特ニ戰時ニ於ケル是等ノ徵收事務ヲ取扱ツテ居リマスル出納官吏ハ現在一万數千人ニ上ツテ居ルノデアリマス、是等ノ出納官吏ハ作戰行動上一地ニ固定スルコトハナイノデアリマス、隨ヒマシテ相互ノ通信連絡ガ不可能ト云フ場合ガ極メテ多イノ

カル事務ト云フモノハ非常ニ簡單ニ相成ル  
次第デゴザイマス

○高橋委員長 ソレデハ御質疑ガアリマセ  
スケレバ此ノ程度デ今日ハ散會ヲ致シタイ  
ト思ヒマス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致  
シマス

午後二時十五分散會

云フ風ニ動クノデアリマス、實際ノ整理ハ  
ドウナルカト申シマスト、分任官カラ、國  
庫納金ヲ差引キマシタナラバ、ソレダケニ  
相當スル金額ヲ分任資金前渡官吏、是ハ大  
抵師團ニ居ルノデアリマスガ、此處カラ資  
金ヲ貰ツタコトニシ、此ノ師團ノ分任前渡  
官吏ハ更ニソレダケヲ内地ニ居リマス支出  
官カラ、金ヲ貰ツタコトニスルノデアリマ  
ス、支出官ハ是ダケノ金額ヲ歲入徵收官ニ  
小切手ヲ切りマシテ納メル、サウシテソレ

ノト、納金額表ヲ作リマシテ、歳入徵收官ニ報告ヲシナケレバナラヌ、組替ノ現實ノ整理ニ付キマシテハ、ヤハリ此處デ現金出納簿ト整理簿ニ二回付ケマシテ、收入金差繼書ト云フモノニ依リマシテ、之ヲ分任官ノ方ニ納メル、此處デ又整理ヲ二回シナケレバナラヌ、之ヲ只今提案サレテ居リマスルヤウナ改正法案ニナリマスルト――現行ニ於キマシテハ帳簿ニ記載スル回數ガ九回デアリマスガ、ソレガ改正案ニ依リマスト

デアリマス、其ノ事務ヲ取扱ヒマス出納官  
吏ノ大部分ハ先程申上ゲマシタヤウニ、金  
錢事務ニハ不慣レデアリマス召集者ガ取扱  
フノデアリマスカラ、辛ウジテ俸給、給料  
ノ支給業務ニ堪ヘ得ルト云フヤウナ狀態デ  
アリマス、又通信連絡ガ不十分デアリマス  
ル戰地ニ於キマシテ、毎月一万數千人カラ  
徵收ヲ致シマシタ國庫納金ヲ歲入徵收官ニ  
通報スルト云フコトニハナツテ居リマスガ、  
現實ニ通報スルト云フコトハ又極ヌテ因難

二回ニナル、又證書ノ紙數ト言ヒマスカ、  
證書ヲ作ルノモ、正ノ證書ヲ現在ニ於テハ  
十三通、副ヲ十二通作ツテ、斯ウ云フ整理  
ヲ致シテ居リマスガ、改正ニナリマスレバ、  
正ノ證書ガ一通、副一通ト云フ風ニ減ツテ  
行クノデアリマス、戰時倥偬ノ際ニ於キマ  
シテ之ヲ極メテ簡單ニスルト云フコトニ相  
成ルノデゴザイマス、只今申上ゲマシタク  
ウニ、此ノ手續ガ非常ニ面倒デアリマス爲  
ニ徵收事務ヲ複雜且ツ難解トスルモノニアリ  
マス、特ニ戰時ニ於ケル是等ノ徵收事務  
ヲ取扱ツテ居リマスル出納官吏ハ現在一五  
數千人ニ上ツテ居ルノデアリマス、是等ノ  
出納官吏ハ作戰行動上一地ニ固定スルコト  
ハナイノデアリマス、隨ヒマシテ相互ノ通  
信連絡ガ不可能ト云フ場合ガ極メテ多イノ  
デアリマス、其ノ事務ヲ取扱ヒマス出納官  
吏ノ大部分ハ先程申上ゲマシタヤウニ、金  
錢事務ニハ不慣レデアリマス召集者ガ取扱  
フノデアリマスカラ、辛ウジテ俸給、給料  
ノ支給業務ニ堪ヘ得ルト云フヤウナ狀態デ  
アリマス、又通信連絡ガ不十分デアリマス  
ル戰地ニ於キマシテ、毎月一万數千人カラ  
徵收ヲ致シマシタ國庫納金ヲ歲入徵收官ニ  
通報スルト云フコトニハナツテ居リマスガ、  
現實ニ通報スルト云フコトハ又極ステ因難

デアリマス、事實上ニ於キマシテハ徵收ヲシ得ナイモノ、或ハ通報致シマシテモ途現況デゴザイマス、此ノ結果徒ニ不憤レデアリマスル出納官吏ノ金錢事務ヲ濫滯致シマスルカラ、戰時ニ於キマシテハ此ノ國庫納金ヲ免除シテ戴キマスレバ、是等ノ復讐ナル事務ト云フモノハ非常ニ簡單ニ相成ル次第デゴザイマス

○高橋委員長 ソレデハ御質疑ガアリマセヌケレバ此ノ程度デ今日ハ散會ヲ致シタイト思ヒマス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致シマス

午後二時十五分散會

昭和十四年三月七日印刷

昭和十四年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局